



TOKIO MARINE  
NICHIDO

# Total assist 超保険

## 改定のご案内

2022年1月1日  
以降 更新用

東京海上日動では、超保険(新総合保険)について、以下のとおり改定を実施します。  
本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。  
なお、以下の各項目は改定の概要を記載したものです。適用できる割引や特約等には所定の条件がある場合があります。  
各項目の詳細および各項目以外の改定内容につきましては、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

### 住まいに関する補償について

#### ■保険料の改定 (2021年3月改定)

- 自然災害による保険金のお支払いが増加していること等を踏まえ、損害保険料率算出機構が算出する参考純率\*1が改定されたこと\*2、また、東京海上日動における自然災害以外の保険金のお支払いも増加している状況等を踏まえ、保険料水準を見直します。
- 建物の所在地や補償タイプ等のご契約条件により、保険料が引上げ・引下げとなるケースがあります。

\*1 参考純率とは、保険料のうち保険金のお支払いに充当する部分の保険料率について、保険会社が保険料設定の参考にできる料率です。  
\*2 2019年10月7日に、損害保険料率算出機構が金融庁へ参考純率改定の届出を行いました。

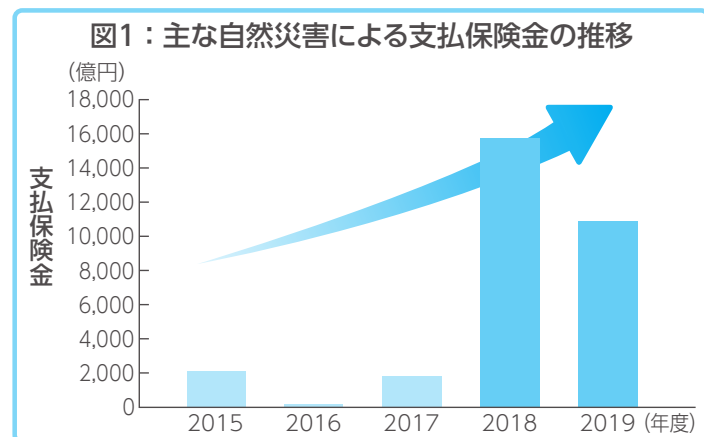


図1:一般社団法人日本損害保険協会の資料をもとに作成(全社計)

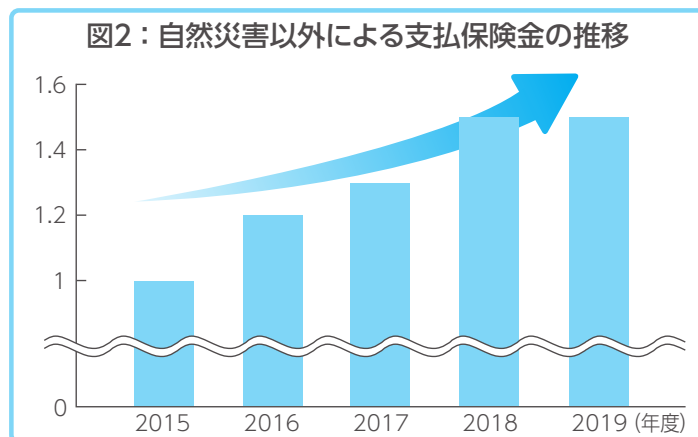


図2:2015年度の水準を1とした場合の各年度の支払保険金の推移(東京海上日動実績)

#### ■築浅割引の改定 (2021年3月改定)

築年数の浅い建物ほど保険金のお支払いが少ない傾向にあります。このような築年数によるリスク実態の違いを反映させるため、築浅割引の割引率を見直し、築年数に応じた割引率に改定します。なお、割引率は、築年数やご契約条件によって異なります。

※更新契約の場合、築年数の経過に伴い、お客様にご負担いただく保険料が引上げとなる場合がございます。詳細はご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

#### ■簡易評価基準の改定 (2022年1月改定)

建築費や物価の上昇等を踏まえ、建物の再取得価額\*1を算出する際に使用する年次別指数・新築費単価を改定します。

\*1 保険の対象を、修理、再築、再取得するために必要な額をベースにした評価額です。

# 自動車に関する補償について

## ■ドライブエージェント パーソナル(DAP)特約における新端末の導入 (2021年4月改定)

- 被追突事故にも備えたい等のお客様のご要望にお応えし、新たに前方撮影カメラと後方撮影が可能な車内カメラを搭載した2カメラ一体型の新型ドライブレコーダー端末をラインアップし、前方カメラのみ搭載の従来型と2カメラ一体型の2種類から選択いただけるようになりました。
- 新端末では、わき見警告等の新たな機能も搭載し、より安心・安全なカーライフをお届けします。

お客様をお守りする保険会社  
ならではの機能を搭載!  
**新しいドライブレコーダー**  
が誕生!

### 【従来端末と新端末の比較】

		〈従来端末〉 前方1カメラ型	〈新端末〉 2カメラ一体型 <b>NEW</b>	
				
サービス	"事故時"の安心	事故映像記録・自動転送	あり	
		事故時の自動連絡・音声通話	あり	
		駐車中監視	あり	
		事故状況再現システム	あり	
	"いつも"の安心	前方車両接近警告・片寄り警告・急操作警告	あり	あり
		わき見警告	なし	あり
		危険地点接近警告	あり	なし
		SOS発信機能*2	あり	あり
		安全運転診断レポートの単位	自動車ごと	自動車+運転者ごと
		安全運転診断レポートの閲覧・急操作記録の閲覧等(専用Webサイト)	なし	あり
機能	顔識別機能	なし	あり	
	言語	日本語のみ	日本語+英語・中国語・韓国語	
	保険料(月額)*3	620円	810円	

\*1 お車の形状(リアガラスの大きさ等)や、同乗されている方の着座位置等により、撮影可能範囲が限られることがあります。なお、後方車両のナンバープレート等の撮影をご希望の場合には、別売りのリアカメラ(後方カメラ)の取付をご検討ください。詳しくは、代理店または東京海上日動にお問い合わせください。

\*2 「運転中に急に体調が悪くなったとき」「他車からの危険運転に遭遇したとき」「事故が発生したが衝撃が小さく発報しなかったとき」に、ボタンを3秒以内に4回以上押すことでオペレーター\*4に接続され、適切なアドバイスを受けることができます(その他のトラブルには対応できません。)。なお、対応するオペレーター\*4は110番通報できません。110番通報が必要な場合にはお客様ご自身で110番通報をしてください。

\*3 保険期間1年、分割払、分割割増なしの場合の月額保険料です。

\*4 提携企業のプレミア・エイド社

## ■エコノミー車両保険(車対車+A)の補償拡大 (2021年4月改定)

- 従来の車対車「車両損害」補償特約(相手自動車確認条件付)の対象事故に以下を追加します。
  - ① 当て逃げ等の相手自動車の詳細が確認できない事故(駐車中、停車中、走行中を問いません。)
  - ② ご契約のお車の所有者が所有する他の自動車との衝突・接触
  - ③ 動物との衝突・接触
 ※上記いずれの事故も3等級ダウン事故として取り扱います(飛来中の動物との接触等、1等級ダウン事故に該当する場合は除きます。)。
- 本特約の正式名称を「車両危険限定補償特約(自動車・動物)」に、「車両危険限定補償特約(A)」とあわせてご契約いただく場合のペットネームを「エコノミー車両保険(自動車・動物+A)」に変更します。
- 上記改定に伴い、「駐車中の当て逃げ被害補償特約」を廃止します。

○：補償対象／×補償対象外

## 【衝突事故および転覆・墜落事故に関する補償範囲(エコノミー車両保険の場合)】

		改定前			改定後	
		エコノミー車両保険 (車対車+A)	エコノミー車両保険(車対車+A)に 「駐車中の当て逃げ被害補償特約」をセット		エコノミー車両保険 (自動車・動物+A)	
			運転中	駐停車中	運転中	駐停車中
衝突・ 接触	相手： 自動車	ご契約のお車の所有者が 所有する他の自動車	○	○	○	○
		詳細不明車(当て逃げ等)	×	×	×	×
	相手： 自動車以外	動物	×*1	×*1	○	○
墜落・転覆			×	×	○	×

\*1 飛来中・落下中の他物との接触事故は○です。

## ■ノーカウント事故の対象範囲拡大(自動運転車への対応等) (2021年4月改定)

- 各種法令改正により日本国内で自動運転車が走行できる環境が整いました。しかし、自動運転中の事故であっても保険をご利用いただいた場合、3等級ダウン事故となる可能性があります。また、「車両無過失事故に関する特約」でノーカウント事故と取り扱うこととしている被追突事故等のもらい事故であっても、「車両新価保険特約」等をご利用いただいた場合、3等級ダウン事故となるため、お客様に補償のメリットを感じていただきにくい状況でした。
  - 「車両無過失事故に関する特約」でノーカウント事故として取り扱う対象に以下を追加し、より保険をご利用いただきやすい環境を整えます。
    - ①自動運転中に生じた事故で保険金を支払う場合
    - ②もらい事故で、車両新価保険特約や限度額引上げ払\*1等により車両保険金額を上回る補償を提供する場合
- \*1 車両保険金額50万円未満の車両保険について、修理費が保険金額以上となり修理を行う場合に50万円を限度に保険金をお支払いすることをいいます。

## 【ノンフリート等級別割引・割増制度における事故の取扱い】

	改定前	改定後
自動運転中の事故	事故形態、支払保険金により、 3等級ダウン事故またはノーカウント事故	ノーカウント事故
もらい事故 (被追突事故等)	ノーカウント事故 [ただし、車両新価保険特約や限度額 引上げ払等の適用時は3等級ダウン事故]	ノーカウント事故

業界初\*2

\*2 2021年8月東京海上日動調べ

ただし、以下に該当する事故は従来どおり1等級ダウン事故または3等級ダウン事故として取り扱います。

- ①1等級ダウン事故として取り扱う車両事故(飛来中・落下中の他物との衝突等)
  - ②取扱説明書等で示す取扱いと異なる状況で自動運転機能を使用している間に生じた事故 等
- 本特約の正式名称を「車両無過失事故に関する特約」から「無過失事故に関する特約」に変更し、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険または車両保険のいずれかをご契約いただいているノンフリート契約に自動セットします。
- ※本特約で規定する自動運転中とは、システムから求められない限りドライバーが運転操作に全く関与する必要がない状態をいいます(運転中の携帯電話操作等も許容される状態を指します。)

## ■入院時選べるアシスト特約の改定および自動セット化 (2021年4月改定) (2022年1月改定)

- 「入院時選べるアシスト特約」で提供するペットシッターサービスについて、犬または猫以外のペット(愛がん動物、伴侶動物)も対象に含めます。(2021年4月改定)
- より多くのお客様の方が一の際に十分な補償をお届けするため、「入院時選べるアシスト特約」の補償メニューを一部見直したうえで、人身傷害保険をご契約の場合に自動セットします。(2022年1月改定)
  - ・入院時には、治療費以外にも「差額ベッド代」や「近親者のタクシー代」等、様々な費用が必要となります。
  - ・そこで、これらの補償を含め、事故が起きてからお好みの補償を選んでいただける「入院時選べるアシスト特約」を、より多くのお客様の方が一の際にお届けするため、人身傷害保険をご契約の場合に自動セットします。
  - ・また、お客様のご要望等を踏まえ、補償メニューの一部見直しを行います。

## 【補償メニューの一部見直しについて】

新設	後付安全運転支援装置の購入・取付費用 【事故防止費用保険金】	事故発生防止および事故発生時の損害拡大防止を目的として、ご契約のお車に取り付ける後付安全運転支援装置(ペダル踏み間違い防止装置等)の購入費用および取付費用を10万円限度に補償します。
	宿泊費用(ご家族のお見舞い時等) 【人身傷害諸費用保険金】	ご家族の方が、入院している病院等を訪問する際に必要になるホテル等の宿泊費用を補償します(1日あたり1万円限度)。

※この他、従来の書籍・CD・DVDソフト等提供サービスの対象にKindle(電子書籍専用端末)を追加します。また、身の回り品レンタルサービスで提供しているWi-Fiルーターについて100ギガプラン・無制限プランを追加します。

廃止	・ホームセキュリティサービス ・家庭教師派遣サービス ・社会復帰支援サービス ・電話秘書提供サービス
----	---

## ■心神喪失等による事故の被害者損害補償特約の新設 2022年1月改定

- ご契約のお車の運転者等が心神喪失等により法律上の損害賠償責任を負わないと東京海上日動が認める場合に、被害者の損害を補償する「心神喪失等による事故の被害者損害補償特約」を新設します。なお、本特約は対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約の場合に自動セットされます。
- 改定前の自動車に関する補償では、心神喪失等により運転者等の責任能力等が否定され、法律上の損害賠償責任を負わないと判断された場合は補償対象とならず、結果として被害者の救済ができませんでした。
- 本特約により、ご契約のお車を運転中の事故等において、運転者等が心神喪失等により法律上の損害賠償責任を負わないと東京海上日動が認める場合\*1は、法律上の損害賠償額相当の範囲内で被害者の損害を補償します。

\*1 民法第713条の適用により法律上の損害賠償責任を負わないと東京海上日動が認める場合をいいます。

### 【運転者に法律上の損害賠償責任がない場合の補償内容】

○：補償対象／×：補償対象外

	改定前	改定後
相手のお車等の損害	×	○
相手のケガ等	×*2	○

\*2 自動車損害賠償保障法に基づき法律上の損害賠償責任があるとされ、対人賠償責任保険で補償可能なケースもあります。

※本特約を自動セットすることによる追加保険料はありません。また、本特約にかかわる保険事故については「ノーカウント事故」として取り扱います。

## ■車両全損時復旧費特約の新設 2022年1月改定

- 長年乗ってきたご契約のお車が事故（盗難され、発見されない場合を除きます。）により損傷を受けて修理できない場合または修理費が車両保険金額以上となる場合に、新たなお車を購入するための費用等を補償する「車両全損時復旧費特約」を新設します。
- 既存の「車両新価保険特約」をご契約いただける場合には、時価額以上の補償が可能ですが、経年に伴って当該特約をご契約できなくなる場合があります。本特約により、事故でご契約のお車を買換える場合や修理する場合により充実した補償をご提供します。

※本特約は始期日時点の車両保険金額が25万円以上であること等、所定の条件を満たす場合にご契約いただけます。

### 【補償概要】

車両保険の支払対象となる事故（盗難され、発見されない場合を除きます。）により、修理できない場合または修理費が車両保険金額以上となる場合で、ご契約のお車を復旧\*1するときに、下表の復旧費用限度額を限度に、新たなお車の購入費用または修理費を補償します。

	復旧費用限度額
車両保険金額が100万円以上の場合	車両保険金額 + 100万円
車両保険金額が100万円未満の場合	車両保険金額 × 2

※新たにお車を購入し、車両保険金をお支払いした場合には、再取得時諸費用保険金もあわせてお支払いします。

\*1 復旧とは、ご契約のお車の代替の自動車を新たに取得すること、またはご契約のお車の損傷を修理することをいいます。

## ■保険料の改定 2021年4月改定 2022年1月改定

- 先進安全技術の普及等を背景とした交通事故の減少を踏まえ、保険料の見直しを行います。
- 実際にお客様にご負担いただく保険料は、個々のご契約により引上げとなるケースと引下げとなるケースがありますが、大半のご契約では前年よりも引下げとなります。

### 【ご参考】ノンフリート等級別割増引率に関する今後の動向

- 損害保険料率算出機構\*1は2021年6月の参考純率改定において、ノンフリート等級別割増引率を改定しました。
- 東京海上日動は2023年1月以降始期契約に対し、改定後の割増引率を適用する方向で各種準備・検討を進めてまいります。
- 参考純率改定の全体像および改定前後の割増引率の詳細は、損害保険料率算出機構のホームページ (<https://www.giroj.or.jp/news/2021/20210630.html>) をご参照ください。

\*1 損害保険料率算出機構は、損害保険業の健全な発展を図るとともに、お客様の利益を保護することを目的として、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき設立された中立機関です。金融庁の監督の下、各保険会社のデータを収集し、科学的・工学的アプローチや保険数理の理論等の合理的な手法を用いて参考純率を算出し、各保険会社に提供しています。

## ■その他の改定 2021年4月改定 2022年1月改定

下表のとおり改定を実施します。

被害者救済費用等補償特約の改定	「被害者救済費用等補償特約」の対象となる事故で、「対物超過修理費用補償特約」に基づき保険金を支払った場合について、ノーカウント事故として取り扱うこととします(従来は3等級ダウン事故)。		2021年 4月改定
自家用軽四輪乗用車の型式の告知兼通知事項化	2020年1月に自家用軽四輪乗用車に型式別料率クラスが導入されたことに伴い、ご契約のお車が自家用軽四輪乗用車に該当する場合は型式を告知兼通知事項とします。		
人身傷害保険の改定	人身傷害保険の約款で規定している「人身傷害条項損害額基準」を右記のとおり改定します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年4月に実施された自賠責保険の支払基準改定の内容を反映します(自賠責保険の支払基準に準拠している項目)。</li> <li>・死亡、後遺障害における精神的損害の額を、概ね従来の120%の水準とします。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療日数にかかわるギプスの規定について、自賠責保険の支払い基準に内容および表現を合わせます。</li> <li>※搭乗者傷害特約等でも同様に改定します。</li> </ul>	
車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約の改定	違法改造を行った部分品や付属品に損害が生じたケース等において、損害の原因が偶然な事故だけでなく故障等の場合も車両搬送費用等の諸費用を補償の対象外とします。		2022年 1月改定
リースカー車両費用保険特約の改定	修理費が車両保険金額以上かつリース契約の中途解約金未済となるケース(中途解約金>修理費≥保険金額)において、修理せずリース契約を解約する場合には、リース契約の中途解約金と同額を保険金としてお支払いする規定を追加します。		
車内携行品補償特約の改定	通貨を補償の対象外とします。		
型式不明車における告知兼通知事項(排気量)の見直し	型式不明車の場合、一部の用途・車種のお車において、排気量を告知兼通知事項としていましたが、これを告知兼通知事項の対象外とします。		
中断証明書発行・適用条件の改定	以下の改定を行います。なお、①については、2021年12月31日以前が始期日のご契約についても、2021年7月1日以降に災害によりご契約のお車が滅失した場合に適用可能とします。 ①中断証明書の発行条件に「災害による滅失」を追加し、災害によりご契約のお車が滅失して解約等した場合に、中断証明書の発行を可能とします。 ②車検切れ・一時抹消で発行した中断証明書を、再度車検を通す他のお車または再登録する他のお車でも適用可能とします(車両入替の対象となる用途・車種のお車に限ります。)		

## 携行品・賠償・費用に関する補償について

### ■弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)の改定 2022年1月改定

#### (1)補償範囲の拡大

- 従来の補償対象に以下2点を追加します。
  - ・人格権侵害またはその他の侵害(以下、「人格権侵害等」)\*1に関わる弁護士費用・法律相談費用
  - ・自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する対人事故について、刑事事件等の対応を行う場合に負担した弁護士費用\*2・法律相談費用
- \*1 「不当行為による自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けることにより、精神的苦痛を被った場合」または「痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けることにより、精神的苦痛を被った場合」をいいます。
- \*2 ご契約のお車\*3での対人事故の直接の結果として以下①～③のいずれかに該当する場合に限ります。
  - ①補償を受けられる方が逮捕された場合
  - ②①以外で他人を死亡させた場合
  - ③①および②以外の場合で、補償を受けられる方が起訴等された場合(略式命令の請求を除きます。)
- \*3 記名被保険者が個人の場合、記名被保険者およびそのご家族は、ご契約のお車以外のお車を運転中の事故も補償の対象です。
- 改定後の特約の名称を「弁護士費用特約(日常・自動車・人格権型)」に変更します。
- 2022年1月以降に満期を迎えるご契約は、改定後の補償を拡大した「弁護士費用特約(日常・自動車・人格権型)」に切り替えて自動更新します。

#### 【補償範囲と補償限度額】

		【改定前】 弁護士費用特約 (日常生活・自動車事故型)	【改定後】 弁護士費用特約 (日常・自動車・人格権型)
補償範囲	民事事件	○ 1事故につき補償を受けられる方 1名あたり300万円限度*4	○ 1事故につき補償を受けられる方 1名あたり300万円限度*4
		×	○ 1事故につき補償を受けられる方 1名あたり300万円限度*4
	刑事事件	×	○ 1事故につき補償を受けられる方 1名あたり原則150万円限度*4

\*4 補償限度額は、弁護士費用と法律相談費用の合計です。弁護士への報酬等を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。

#### (2)保険料の見直し

補償範囲の拡大を踏まえ、保険料の引上げを行います。

## ■「いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル」の新設 (2022年1月改定)

- 「弁護士費用特約(日常・自動車・人格権型)」をセットされているご契約が対象となります。
- 上記特約の補償を受けられる方が、以下のサービスをご利用いただけます。

### 【サービス内容】

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス	いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法等(加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等)について提携の弁護士に電話で相談できます。 <b>【対象となる相談内容】</b> 以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。 ・いじめ ・嫌がらせ ・痴漢 ・ストーカー行為 ・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害
痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス	痴漢にあわれたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法等について提携の弁護士に電話で相談できます。

## からだに関する補償について

### ■収入補償の改定 (2022年1月改定)

#### (1) 補償範囲の拡大

- 従来の収入補償の補償対象に「重度後遺障害以外の傷害」を原因とする30日超の就業不能等\*1を追加します。
- 上記の場合にお支払いする保険金は、1事故につき1回かつ1年に1回を限度に「保険金額の50%」となります(その後、重度後遺障害に該当した場合等は、差額(残りの50%分)をお支払いします。)
- 2022年1月以降に満期を迎えるご契約は、改定後の補償を拡大した内容で自動更新します\*2。更新前と同様の補償内容をご希望される場合、更新前(改定前)と同じ補償内容とする新設の特約(「傷害による就業不能等に関する補償限定特約」)をセットすることが可能です。

\*1 すべての業務に終日従事できない状態等で、例えば、運輸従事者の方が足のケガにより運輸業務に従事できず、軽作業や事務作業等の他の業務も全くできない状態をいいます(普段、軽作業や事務作業等の他の業務に従事しているか否かは問いません。)

\*2 「5疾病および傷害重度後遺障害による就業不能等のみ補償特約」をセットしている場合(以下、「5疾病等限定型」)も同様です(補償内容の変更に伴い、特約の名称を「5疾病および傷害による就業不能等のみ補償特約」に変更します。)

#### (2) 保険料の見直し

補償範囲の拡大を踏まえ、保険料の引上げを行います。

#### 【収入補償の補償範囲と支払保険金額】

			収入補償(右記以外)		収入補償(5疾病等限定型)	
			改定前	改定後	改定前	改定後
就業不能等	傷害	重度後遺障害以外	×	○ 保険金額の50% (1事故につき1回かつ 1年に1回限度)	×	○ 保険金額の50% (1事故につき1回かつ 1年に1回限度)
		重度後遺障害			○	○
	疾病	5疾病	○	○	○ 保険金額の100%	○ 保険金額の100%
		5疾病以外	○ 保険金額の100%	○ 保険金額の100%	×	×
要介護状態					×	×

### ■特定感染症危険補償特約等の改定 (2021年2月13日以降の発病に適用)

- 傷害定額の「特定感染症危険補償特約」および総合補償条項の「特定感染症危険担保特約」の補償対象となる感染症について、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、感染症法)」における新型コロナウイルス感染症\*1を追加します。\*2

\*1 2021年9月現在、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)に限ります。

\*2 感染症法における新型コロナウイルス感染症の位置づけが「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されました。感染症法の改正後も引き続き新型コロナウイルス感染症を補償対象とします。

## ■感染症選べるアシストの新設 (2021年3月1日以降に診断された場合に適用)

- 傷害定額に「特定感染症危険補償特約」をセットされているご契約が対象となります。
- 特定感染症によって入院保険金・通院保険金の支払対象となる場合に、マスク・消毒液等の感染拡大防止グッズのご送付とあわせ、合計5万円を上限に以下の選べる費用をご提供します。

① 自宅等消毒費用 ② 臨時宿泊費用 ③ 介護ヘルパー利用費用 ④ ベビーシッター利用費用 ⑤ ペットシッター利用費用

※ 保険の対象となる方が、2021年3月1日以降に、特定感染症を発症し入院した場合（新型コロナウイルス感染症の陽性判定を受けて入院・自宅療養した場合等）にご利用いただけます。

※ 選べる費用のご利用は、医師等による診断日から30日以内のご利用分に限ります。

※ 選べる費用ご利用にあたっての手配はお客様ご自身で行っていただき、立替費用を後日請求いただけます。

また、上限額を超える費用はお客様のご負担となります。

※ 本サービスの詳細については、ホームページをご確認ください。

[www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/sogo/cho-hoken/about/assist/infection\\_assist.html](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/sogo/cho-hoken/about/assist/infection_assist.html)



## ■特定感染症危険諸費用補償特約の新設 (2022年1月改定)

- 特定感染症危険諸費用補償特約を新設し、感染症選べるアシストの取扱いを以下のとおり変更します。

※ アシストの内容、保険料に変更はありません。

	改定前	改定後
選べる費用	サービス	補償 (特定感染症危険諸費用補償特約)
感染拡大防止グッズ送付	サービス	サービス

- 本特約は、傷害定額の入院保険金をセットしている場合で「特定感染症危険補償特約」をご契約のときに自動セットされます。

## ■傷害定額におけるギプスに関する規定の改定 (2022年1月改定)

自動車に関する補償と同様に、治療日数にかかわるギプスの規定について、自賠責保険の支払い基準に内容および表現を合わせます。

ペットネーム・略称等一覧

ペットネーム・略称等	正式名称	ペットネーム・略称等	正式名称
トータルアシスト超保険 超保険	新総合保険、住まいの保険、地震保険、東京海上日動あんしん生命でのお引受けとなる所定の生命保険	入院時選べるアシスト特約	人身傷害諸費用補償特約
エコノミー車両保険 (車対車+A)	車対車「車両損害」補償特約(相手自動車確認条件付)および車両危険限定補償特約(A)をセットした車両保険	車両全損時復旧費特約	車両全損時復旧費用補償特約
エコノミー車両保険 (自動車・動物+A)	車両危険限定補償特約(自動車・動物)および車両危険限定補償特約(A)をセットした車両保険	弁護士費用特約 (日常生活・自動車事故型)	弁護士費用等補償特約(日常生活)
駐車中の当て逃げ被害補償特約	衝突・接触に関する追加補償特約	弁護士費用特約 (日常・自動車・人格権型)	弁護士費用等補償特約(日常生活・人格権侵害等)
ドライブエージェント パーソナル (DAP)特約	事故発生の通知等に関する特約		

※このチラシは、2021年2月、2021年3月、2021年4月および2022年1月に実施の超保険改定等の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて代理店または東京海上日動にご請求ください(「ご契約のしおり(約款)」はホームページでもご確認いただけます。)。ご不明な点等がある場合には、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

※「総合補償条項」の補償が満期を迎える場合、満期を迎えた後の更新契約には、このチラシにおいてご案内した商品改定の内容に加えて、過去に実施済みの改定についても適用します。

※このチラシに記載した改定内容以外の改定も適用する場合があります。詳しくは、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

事故・故障のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

 **0120-110-894**

ロードアシスト(東京海上アシスタンス)

 **0120-560-057**

受付時間：24時間365日 ネットでのご連絡はこちら ▶



超保険に関するお問い合わせは

超保険カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。

 **0120-323-523**

受付時間：平日・土日祝 午前9時～午後6時(年末・年始を除く)

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp